

平成24年11月1日一部改正 3階直結給水基準 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>2 適用範囲</p> <p>(1) 対象区域は、給水区域内で次の条件を満たす区域とする。</p> <p>【なし】</p> <p>① 分岐箇所の配水管の口径が50mm以上であること。</p> <p>② 吉田地域、桜島地区、喜入地域、松元地域及び郡山地域（以下「旧5町地域」という。）は、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.245MPa以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。</p> <p>③ 旧5町地域を除く地域は、配水管の分岐箇所において、年間最小動水圧が0.196MPa以上であること。</p> <p>④ 加圧配水系の区域でないこと。</p> <p>(2) 略す</p>	<p>2 適用範囲</p> <p>(1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件を満たす区域とする。</p> <p>① 給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。</p> <p>② 配水管の口径が、50mm以上であること。</p> <p>【削る】</p> <p>③ 配水管から給水引込管を分岐する箇所において、最小動水圧が0.20MPa以上確保できること。</p> <p>【削る】</p> <p>(2) 略す</p>	<p>文言整理</p> <p>対象配水管の能力の前提条件を追加</p> <p>新たに①を追加するのに伴って、前①の繰り下げし、文言の整理をした</p> <p>対象区域から旧5町地域を除いたことによる条文の削除</p> <p>対象地域に旧5町地域を追加したことによる文言の整理と、最小動水圧の数値の修正</p> <p>対象地域に加圧配水系を加えることによる条文の削除</p>

現 行	改 正 案	備 考						
<p>3 3階直結給水を認める場合の給水装置の備えるべき構造等</p> <p>(1) 給水引込管口径は、原則として25mm以上、50mm以下であること。</p> <p>(2)～(8) 略す</p> <p>【なし】</p> <p>5 事前協議</p> <p>旧5町地域で3階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて3階直結給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、</p>	<p>3 3階直結給水を認める場合の給水装置の備えるべき構造等</p> <p>(1) 配水管からの分岐 配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則25mm以上とし、最大口径は表－1のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が50mmで給水引込管口径40mm及び50mmとなる場合は関係課と協議すること。</p> <p style="text-align: center;">表－1 分岐可能な最大口径</p> <table border="1" data-bbox="983 668 1756 785"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐可能な給水引込管の最大口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mm～75mm</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td>100mm以上</td> <td>75mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(8)略す</p> <p>(9) 屋上散水栓 3階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上で水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>5 事前協議</p> <p>(1) 別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で3階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて3階</p>	配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径	50mm～75mm	50mm	100mm以上	75mm	<p>給水引込管の最大口径を75mmに拡大したことによる条文の整理と表の追加</p> <p>屋上散水栓の取扱の追加</p> <p>5項を箇条書きに整理し、事前協議を要する場合の条件変更にもなう変更</p>
配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径							
50mm～75mm	50mm							
100mm以上	75mm							

現 行	改 正 案	備 考
<p>事前協議を行わなければならない。</p> <p>また、指定給水工事業者は、3階直結給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現場調査を十分に行うものとする。</p> <p>【なし】</p> <p>7 給水装置工事の申込み</p> <p>申込者は、第5項の規定による協議の結果、3階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）に、水圧低下や水量不足が生じた場合、申込者の負担で設備の改善を行うことなどを誓約する書類（様式第3号）を添付し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>8 設計</p> <p>設計水圧は、0.196MPaとする。</p>	<p>直結給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定給水工事業者は、3階直結給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現場調査を十分に行うものとする。</p> <p>(3) 管理者は3階直結給水事前協議書を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.20MPa以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討する。</p> <p>7 給水装置工事の申込み</p> <p>申込者は、第5項の規定による協議の結果、3階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）に、水圧低下や水量不足が生じた場合、申込者の負担で設備の改善を行うことなどを誓約する3階直結給水に関する誓約書（様式第3号）を添付し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>8 設計</p> <p>設計水圧は、0.20MPaとする。</p>	<p>5項を箇条書きに整理</p> <p>事前協議における調査内容として、現行基準の第2項第1号②に記述されていた条文を、この号に移動し、文言を整理した。</p> <p>文言整理 （様式題名の明文化）</p> <p>設計水圧の数値を修正</p>